

## 神鉄沿線活動サポート事業 乗車証交付団体募集要領

### 1. 事業の目的

神戸市内における神戸電鉄沿線又はその周辺地域において、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体の活動を支援するとともに、若年層の地域活動への参加を促進することを目的として、神戸電鉄株式会社が発行する乗車証を交付します。

### 2. 支援内容

活動に参加する大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生、高等専門学校生、高等学校生等（以下「学生等」という。）の移動支援として、神戸電鉄が発行する乗車証を交付します。

#### <乗車証の概要>

- ・神戸電鉄全線（神戸高速線を除く）で利用可能
- ・活動への参加に伴う移動に利用可能
- ・利用者は対象活動に参加する学生等に限る
- ・譲渡、換金及び目的外利用は禁止

### 3. 募集対象団体

次のいずれかに該当する団体を対象とします。

- ・神戸市内における神戸電鉄沿線又はその周辺地域において、地域課題の解決や地域活性化につながる活動を実施する学生主体の団体
- ・神戸市内における神戸電鉄沿線又はその周辺地域において、地域課題の解決や地域活性化につながる活動を実施し、学生等の参加を受け入れている、又は受け入れる予定の団体

### 4. 対象活動

以下のすべてに該当する活動を対象とします。

- ・神戸市内における地域貢献に取り組む継続的な活動  
※ここでいう「継続的な活動」とは、団体が継続的に地域貢献活動に取り組むことを指し、個別の事業の継続を求めるものではありません。
- ・神戸電鉄沿線又はその周辺地域で実施する活動
- ・地域課題の解決又は地域の活性化につながる活動

#### <活動例>

地域イベントの企画・運営、子どもの居場所づくり、高齢者支援、防災活動、環境保全活動、空き家活用、地域交流促進事業、伝統文化・歴史資源の継承活動 など

#### <対象外となる活動>

営利を目的とする活動、学校の授業や単位取得のために実施する活動、政治的活動、宗教的活動、公序良俗に反する活動、その他本事業の目的に適さない活動

## 5. 交付枚数

- (1) 1 団体当たりの申請枚数は 100 枚を上限とします。
- (2) 交付枚数は、申請内容、企画提案会での説明内容等を踏まえ、市が決定します。
- (3) 審査結果や申請状況により、希望枚数の全部を交付できない場合があります。
- (4) 本事業全体の交付枚数は、市と神戸電鉄株式会社との協議等に基づき提供を受ける最大 600 枚とします。

## 6. 使用期間

- (1) 交付する乗車証の使用期限は 2027 年 3 月 31 日までとします。
- (2) 使用しなかった乗車証は、市が指定する期日までに返却してください。

## 7. 審査方法

申請団体による企画提案会を実施し、提出書類及び説明内容を基に総合的に審査します。

<主な審査項目>

- (1) 公益性・・・地域課題の解決や地域活性化への効果が期待できるか
- (2) 学生参加の促進・・・学生等の参加機会の拡大につながるか
- (3) 実現性・・・実施体制や活動計画が具体的で実現可能か
- (4) 継続性・発展性・・・今後の継続や地域への波及効果が期待できるか
- (5) 必要性・・・希望する乗車証枚数が活動内容に照らして適切か

## 8. 申請方法

募集期間内に申請フォーム (<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/shintetu>) から必要事項を入力し、提出してください。

<主な入力項目>

- ・団体名      ・代表者氏名      ・連絡先      ・活動概要      ・活動計画
- ・参加予定学生等の人数      ・希望する乗車証枚数      ・その他必要事項

<添付書類>

- ・(学生団体の場合) 代表者の学生証コピー
- ・団体概要が分かる資料(団体の定款・規則・会則等)
- ・乗車証使用予定兼実績一覧(予定まで入力したもの)

※「乗車証使用予定兼実績一覧」の様式は、神戸市ホームページからダウンロードして下さい。

(ダウンロードはこちら) <https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/chiikikyodo/shintetsu.html>

## 9. 募集スケジュール

| 内容     | 日程                                         |
|--------|--------------------------------------------|
| 募集開始   | 2026 年 10 月 20 日（火）                        |
| 募集締切   | 2026 年 11 月 20 日（金）17:00 まで                |
| 企画提案会  | 2026 年 11 月 25 日（水）または 2026 年 11 月 26 日（木） |
| 審査結果通知 | 2026 年 11 月下旬                              |
| 乗車証配付  | 2026 年 12 月上旬                              |

## 10. 乗車証の交付

- (1) 乗車証は、交付決定後に申請団体へ郵送します。
- (2) なお、郵送先は申請内容に基づき市が確認した送付先とします。

## 11. 実績報告

採択団体は、活動終了後又は市が指定する期日までに、別途市がお知らせする実績報告フォームから報告してください。

<主な入力項目>

- ・活動実績      ・参加学生等の人数      ・交付枚数      ・利用枚数      ・未使用枚数
- ・今後の活動予定

<添付書類>

- ・乗車証使用予定兼実績一覧（申請時の予定に実績を入力したもの）

## 12. 留意事項

- (1) 乗車証は交付決定を受けた活動に参加する学生等のみ利用できます。
- (2) 乗車証の譲渡、転売、換金は禁止します。
- (3) 乗車証を紛失した場合は、速やかに市へ報告してください。なお、紛失した乗車証は原則として再交付しません。
- (4) 虚偽の申請その他不正な方法により乗車証の交付を受けた場合又は事業の目的に反する利用が認められた場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (5) 交付決定の取消しを行った場合は、未使用の乗車証の返還を求めるほか、必要に応じて乗車証に係る費用相当額の返還を求めることがあります。
- (6) 事業実施にあたり、市からヒアリング等の協力をお願いする場合があります。

## 13. 問い合わせ先

神戸市 地域協働局 地域活性課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

E-mail : hojokin\_chiikikouken@city.kobe.lg.jp

TEL : 078-322-5170